

広島県告示第百十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾竹原港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年六月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和四年三月七日

土生港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾土生港放置等禁止区域

大乗福田地区

1 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 竹原市福田町の国土地理院四等三角点「龍王谷」（北緯三四度二〇分三一秒〇〇九〇、東経一三二度五六分〇二秒三一六九、標高一八八・二九メートル）

基点一 基準点から一一二度五四分一秒の方向一、四五九・六六メートルの点

基点二 基点一から九七度四八分五七秒の方向四三五・六二メートルの点

基点三 基点二から七度四八分五七秒の方向一一五・六四メートルの点

基点四 基点三から二八五度四四分〇五秒の方向六一・八五メートルの点

基点五 基点四から一八七度五四分一九秒の方向四五・四八メートルの点

基点六 基点五から二二三度一三分三一秒の方向四四・〇七メートルの点

二 地方港湾土生港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物